

令和 2 年 海 事 代 理 士 試 験
筆 記 試 験 問 題

1 時 限 目 (9 : 0 0 ~ 1 0 : 3 0)

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法

1. 憲法

1. 次の文章は日本国憲法の条文である。□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) すべて国民は、□であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- (2) 何人も、□に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- (3) 予算は、さきに□に提出しなければならない。
- (4) □は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。
- (5) 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、□の議決に基くことを必要とする。

2. 日本国憲法及び判例を参照した次の(ア)～(オ)について、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記入せよ。(5点)

- (ア) すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- (イ) 裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる。
- (ウ) 衆議院が解散されたときは、解散の日から三十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から二十日以内に、国会を召集しなければならない。
- (エ) 内閣は、立法権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。
- (オ) 企業者が特定の思想や信条を有する者に対して、それを理由に雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法とすることはできない。

2. 民法

1. 次の文章は、民法の条文である。□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を□することができる。ただし、その債権が弁済期にないときは、この限りでない。
- (2) 公の秩序又は□に反する法律行為は、無効とする。
- (3) 委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その□をしなければならない。
- (4) 不在者の生死が□年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。
- (5) 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は□を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。）以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。
- (2) 成年被後見人が婚姻をするには、その成年後見人の同意を得なければならない。
- (3) 債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の一部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。
- (4) 当事者が寄託物の返還の時期を定めなかったときは、受寄者は、いつでもその返還をすることができる。
- (5) 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。

3. 商法

1. 次の文章は商法の条文である。□□□□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 船舶所有者は、船舶法（明治三十二年法律第四十六号）の定めるところに従い、登記をし、かつ、□□□□の公付を受けなければならない。
- (2) 運送人は、発航の当時次に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、□□□□の責任を負う。
 - 一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。
 - 二 船員の乗組み、船舶の艀装及び需品の補給を適切に行うこと。
 - 三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。
- (3) 運送人又は船長は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した□□□□の一通又は数通を交付しなければならない。
- (4) 船舶及び積荷等に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等について処分がされたときは、当該処分によって生じた損害及び費用は、□□□□とする。
- (5) 保険契約者又は被保険者になる者は、海上保険契約の締結に際し、海上保険契約により填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項について、□□□□をしなければならない。

2. 法令の規定を参照した次のア～オについて、正しい場合は○を、誤っている場合は×を、解答欄に記入せよ。(5点)

- ア. 定期傭船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項及び発航前の検査その他の航海の安全に関する事項を指示することができる。
- イ. 船長は、航海中に積荷の利害関係人の利益のため必要があるときは、利害関係人に代わり、最もその利益に適合する方法によって、その積荷の処分をしなければならない。
- ウ. 船舶に関する法令に違反する行為により他の船舶に著しく接近し、当該他の船舶又は当該他の船舶内にある人若しくは物に損害を加えた事故が生じた場合において、衝突したいずれの船舶についてもその船舶所有者又は船員に過失があったときは、裁判所は、これらの過失の軽重を考慮して、各船舶所有者について、その衝突による損害賠償の責任及びその額を定める。
- エ. 救助に従事した船舶に係る救助料については、救助者が救助することを業とする者であるときは、その三分の二をその救助者に支払い、その三分の一を船舶所有者に支払わなければならない。
- オ. 同一順位の船舶先取特権を有する者が数人あるときは、これらの者は、等しい割合で弁済を受ける。

4. 国土交通省設置法

1. に当てはまる適切な国土交通省海事局又は地方運輸局の内部組織の名称を、以下の選択肢ア～スから選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 国土交通省海事局において、水上運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関する事務を所掌しているのは、である。
- (2) 国土交通省海事局において、船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船内規律に関する監査に関する事務を所掌しているのは、である。
- (3) 地方運輸局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、又は海事部である。
- (4) 地方運輸局において、船舶のトン数の測度及び登録に関する事務を所掌しているのは、又は海事部である。

【選択肢】

ア 総務課 イ 安全政策課 ウ 船員政策課 エ 外航課 オ 内航課
カ 船舶産業課 キ 船内環境課 ク 検査測度課 ケ 水上運送事業課
コ 総務部 サ 総務企画部 シ 海事振興部 ス 海上安全環境部

2. 次に掲げる法令として適当なものを、以下の選択肢ア～カの中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 国土交通省海事局の所掌事務を規定する法令
- (2) 地方運輸局の所掌事務を規定する法令
- (3) 海事事務所の所掌事務及び管轄区域を規定する法令

【選択肢】

ア 国土交通省設置法 イ 国土交通省組織令 ウ 国土交通省組織規則
エ 地方整備局組織規則 オ 地方運輸局組織規則 カ 海事事務所組織規程

3. 次の文章において、正しい場合は解答欄に○を、誤っている場合は解答欄に×を記入せよ。(3点)

- (1) 海事事務所のうち、北海道に置かれるものは小樽海事事務所及び苫小牧海事事務所の2箇所である。
- (2) 茨城県を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称は関東運輸局であり、その設置場所は東京都である。
- (3) 中部運輸局の管轄区域は、静岡県、愛知県、岐阜県及び三重県である。

令和 2 年 海 事 代 理 士 試 験
筆 記 試 験 問 題

2 時 限 目 (1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 5 0)

5. 船員法
6. 船員職業安定法
7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

5. 船員法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、1つの語句につき選択出来るのは2回までとする。(10点)

- (1) この法律の規定及びこの法律に基づく命令の規定のうち、船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には□アに、船舶貸借の場合には□イに、船舶所有者、□ア及び□イ以外の者が船員を使用する場合にはその者にこれを適用する。
- (2) 船舶所有者は、雇入契約の不履行について□ウを定め、又は□エを予定する契約をしてはならない。
- (3) 船舶所有者は、船員が職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため作業に従事しない期間及びその後□オ日間は、解雇してはならない。ただし、療養のため作業に従事しない期間が□カ年を超えた場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。
- (4) 船員の報酬が歩合によつて支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が□キに定める□クに達しないときでも、その報酬の額は、その□クを下つてはならない。
- (5) 船舶所有者は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数□ケトン以上の船舶で最大とう載人員□コ人以上の船舶には、医師を乗り組ませなければならない。

【語群】

①. 船舶貸付人	②. 船舶借入人	③. 船舶管理人	④. 共有代理人
⑤. 船舶使用人	⑥. 一定額	⑦. 解雇	⑧. 特別条項
⑨. 損害賠償額	⑩. 就業規則	⑪. 労使協定	⑫. 雇入契約
⑬. 最低賃金法	⑭. 最低賃金額	⑮. 特定賃金	⑯. 代表者
⑰. 違約金	⑱. 労働協約	⑲. 懲戒	⑳. 一
㉑. 二	㉒. 三	㉓. 三十	㉔. 五十
㉕. 百	㉖. 二百	㉗. 千	㉘. 三千

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(8点)

- (1) 船長は、海員を懲戒しようとするときは、二人以上の海員を立ち合わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聴かなければならない。
- (2) 船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該雇入契約の相手方となろうとする者に対し、船舶所有者の名称又は氏名及び住所等の事項について、口頭で説明しなければならない。
- (3) 期間の定のない雇入契約は、船舶所有者又は船員が二十四時間以上の期間を定めて書面で解除の申入をしたときは、その期間が満了した時に終了する。
- (4) 船舶所有者は、通常配置表を船員室その他適当な場所に掲示しておかなければならない。
- (5) 船舶所有者は、年齢十八年未満の者を船員として使用しようとするときは、その者の船員手帳に国土交通大臣の認証を受けなければならない。
- (6) 船舶所有者は、有給休暇中船員に給料並びに国土交通省令の定める手当及び食費を支払わなければならない。
- (7) 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、無効となる。
- (8) 海上労働証書の有効期間は5年であり、当該証書の交付を受けた船舶において船舶所有者の変更があったときは、その変更があった日に当該証書の有効期間は満了したものとみなす。

3. 船員法施行規則第3条の4第1項第1号から第7号に掲げる、非常の場合のために必要な海員に対する操練の名称を4つ答えよ。(2点)

6. 船員職業安定法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 労働組合等は、国土交通大臣の許可を受けたときは、無料の船員事業を行うことができる。
- (2) 船員派遣元事業主は、派遣就業に関し、派遣元を作成しなければならない。
- (3) 船員職業安定法で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることをすることをいう。
- (4) 船員派遣元事業主は、当該船員派遣事業を廃止したときは、、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (5) 船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせようとするときは、国土交通大臣のを受けなければならない。

【語群】

1. 1月以内に	2. 決定	3. 労働者供給	4. 宣誓	5. 台帳
6. 認可	7. 遅滞なく	8. 申告	9. 管理台帳	10. 許可
11. 労働者管理	12. 登録台帳	13. 承認	14. 速やかに	15. 登録
16. 募集	17. 管理簿	18. 労務供給	19. 免許	20. 労務管理
21. 勧誘	22. 直ちに	23. 翌月までに	24. 登録簿	25. 確認

2. 次の(1)～(5)の各文章について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下欄の1～4の選択肢から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) ア. 船員派遣元事業主は、船員派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該船員派遣に係る派遣船員に対し、船員職業安定法第73条に掲げる事項を明示しなければならない。
イ. 船員派遣元事業主は、派遣就業に関し船員職業安定法第76条に掲げる事項を行わせるため、船員派遣事業の許可の欠格事由に該当しない者のうちから派遣元責任者を置くことができる。
- (2) ア. 船員職業安定法で「船員派遣」とは、船舶所有者が、自己の常時雇用する船員を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人の

ために船員として労務に従事させることをいい、当該他人に対し当該船員を当該他人に雇用させることを約してするものを含むものとする。

イ. 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から3年を超える期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

(3) ア. 船員職業安定法第103条第1項の規定により船員派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して3年を経過しない者は、船員派遣事業の許可を受けることができない。

イ. 無料船員職業紹介許可事業者の従業者は、いかなる名義でも船員職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。

(4) ア. 船員派遣事業の許可の有効期間の更新を受けた場合における許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日から起算して5年である。

イ. 船員の募集に従事する被用者及び募集受託者は、その募集を他人に委託してはならない。

(5) ア. 無料船員職業紹介許可事業者は、毎年6月30日までに、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの間における船員職業紹介所ごとの船員職業紹介事業に係る事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

イ. 船員職業安定法第34条第1項の許可を受けて、無料の船員職業紹介事業を行う者は、取扱職種の範囲等を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

【選択肢】

1. ア-○ イ-○	2. ア-○ イ-×	3. ア-× イ-○	4. ア-× イ-×
------------	------------	------------	------------

7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(15点)

- (1) この法律において「船舶職員」とは、船舶において、の職務を行うもの（小型船舶操縦者を除く。）並びに航海士、、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。
- (2) 国土交通大臣は、を与えたときは、海技免状を交付しなければならない。海技免状の有効期間は、とする。
- (3) 海技士は、海技免状をしたときは、その事実を証明する書類を添えて海技免状再交付申請書を国土交通大臣に提出し、海技免状の再交付を申請することができる。
- (4) 国土交通大臣は、本邦以外の地を根拠地として専らその近傍において漁業に従事することにより、によらなくても航行の安全を確保することができることを認める船舶については、船舶所有者の申請により、によらないことを許可することができる。
- (5) 海技試験は乗船履歴を有する者でなければ、受けることができない。を受有しない者が官公署の所属船舶以外の船舶に乗り組んだ履歴については船舶所有者又は船長により証明されなければならない。
- (6) 船舶所有者は、特殊小型船舶及び沿岸小型船舶以外の小型船舶には、乗船基準に従い、操縦免許証を受有する小型船舶操縦士（小型船舶操縦士の資格についての操縦免許を受けた者に限る。）を乗船させなければならない。
- (7) 操縦免許証失効再交付申請者は、登録操縦免許証失効再交付講習の課程を、操縦免許証の再交付の申請をする日以前以内に修了していなければならない。
- (8) 小型船舶操縦士は、に変更を生じたときは、遅滞なく、住民票の写しその他のを証明する書類を添えて、登録事項（操縦免許証）訂正申請書を国土交通大臣に提出し、登録事項又は操縦免許証の訂正を申請しなければならない。
- (9) 四級海技士（航海）第一種養成施設の課程を修了した者が当該登録船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えて申請したときは、四級海技士（航海）試験についてを免除する。

- (10) 特定操縦免許とは、の輸送の用に供する小型船舶の小型船舶操縦者になろうとする者に対する操縦免許をいう。
- (11) 一級小型船舶操縦士第一種の課程を修了した者については、一級小型船舶操縦士試験の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。ただし、当該試験の開始期日前に当該の課程を修了した日から起算してを経過する場合は、この限りでない。
- (12) 歳に満たない者には、二級小型船舶操縦士（技能限定をする場合に限る。）及び特殊小型船舶操縦士の免許を与えない。

2. この法律の適用に関する次の文章について正しいものを1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。（1点）

- ア この法律は、船舶法第1条に規定する日本船舶だけでなく、日本船舶を所有することができる者が借り入れ、本邦の港と本邦以外の地域の港との間を航行する日本船舶以外の船舶（1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締約国の船舶を除く。）にも適用する。
- イ この法律は、ろかいのみをもって運転する舟であっても、本邦の港のみを航行するものには適用する。
- ウ 長さ24メートル未満の全ての船舶は、小型船舶として、この法律が適用される。
- エ この法律のうち船舶所有者に関する一部の規定は、船舶貸借の場合であっても、当該船舶所有者に適用する。

3. 小型船舶操縦士の免許に関する次の文章について正しいものを1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。（1点）

- ア 20歳に満たない者には、特定操縦免許を与えない。
- イ 操縦免許の申請は、申請者が操縦試験に合格した日から3年以内にこれをしなければならない。
- ウ 特殊小型船舶操縦士が一級小型船舶操縦士の資格についての操縦免許を受けたときは、特殊小型船舶操縦士の資格についての操縦免許は、その効力を失う。
- エ 操縦免許を申請する者は、操縦免許申請書を、地方運輸局を經由して国土交通大臣に提出しなければならないが、当該地方運輸局については、申請者の所在地を管轄するものに限られない。

4. 操縦免許証の有効期間の更新に関する次の文章について正しいものを1つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。（1点）

- ア 国土交通大臣は、申請者が身体適正に関する基準を満たし、かつ、登録操縦免許証更新講習の課程を修了した者であると認めるとき以外は、操縦免許証の有効期間の更新をしてはならない。
- イ 操縦免許証の有効期間の更新を申請する者は、当該免許証の有効期間が満了する

日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間に限り、操縦免許証更新申請書を、国土交通大臣に提出することができる。

ウ 操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる更新期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、当該更新期間前に当該操縦免許証の有効期間の更新を申請することができる。この場合において、国土交通大臣が操縦免許証の有効期間の更新をしたときは、小型船舶操縦士が交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

エ 操縦免許証及び海技免状の両方を受有する者は、当該操縦免許証と海技免状のいずれについても、有効期間の更新を申請することができる更新期間でなければ、更新の申請を同時にすることができない。

5. 五級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるためには、次の乗船履歴表に定める乗船履歴を有しなければならない。

（乗船履歴表）

乗 船 履 歴			
船 舶	期 間	資 格	職 務
総トン数10トン以上の船舶	3年以上		機関の運転
総トン数20トン以上の船舶	1年以上	六級海技士 （機関）	機関士

年齢が40歳の者が、以下の経験を有する場合において、当該者が令和2年10月1日を試験開始期日とする五級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けようとするに当たり、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の規定により必要な乗船履歴として認められる履歴の乗船期間を合算して、当該乗船期間を解答欄に記入せよ。なお、以下に記載された履歴に係る船舶は、いずれも船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されているものとする。（2点）

- 21歳から23歳までの間に、機関部の当直部員として、平水区域を航行区域とする総トン数19トンの船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を2年行った履歴
- 六級海技士（機関）の資格についての海技免状の交付を受けた後、28歳から30歳までの間に、一等機関士として、沿海区域を航行区域とする総トン数499トンかつ出力1,499キロワットの推進機関を有する船舶に乗り組み、機関士に関する職務を6月行った履歴
- 35歳から37歳までの間に、機関部の当直部員として、近海区域を航行区域とする総トン数1万トンの船舶に乗り組み、機関の運転に関する職務を1年9月行った履歴

令和 2 年 海 事 代 理 士 試 験
筆 記 試 験 問 題

3 時 限 目 (1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 1 0)

8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
14. 領海等における外国船舶の航行に関する法律

8. 海上運送法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「旅客定期航路事業」とは、の者の需要に応じ、の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。
- (2) この法律において「指定区間」とは、船舶以外にはがない区間又は船舶以外のによることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係るその他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係の意見を聴いて国土交通大臣が指定するものをいう。
- (3) 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令の定める方法により、運賃及び料金並びにをしなければならない。
- (4) 一般旅客定期航路事業者は、その他やむを得ない事由のある場合のほか、に定める運航を怠つてはならない。
- (5) 旅客不定期航路事業を営む者は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、旅客の運送をしてはならない。
- 一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路
 - 二 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの
- (6) 国土交通大臣は、航海が災害の救助その他の維持のため必要であり、かつ、自発的に当該航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合に限り、船舶運航事業者に対し航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずることができる。

9. 港湾運送事業法

1. 次の(1)～(5)のそれぞれにおける法令の規定を参照した①及び②の文章の正誤について、正しい組み合わせを選択肢ア～エから選び、解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) ① 港湾運送事業は、一般港湾運送事業、船内荷役事業、はしけ運送事業、沿岸荷役事業、いかだ運送事業、検数事業、鑑定事業及び検量事業の8種類に分類される。
- ② 港湾運送事業者は、特定の利用者に対し貨物の多寡その他の理由により不当な差別的取扱をしてはならない。

- ア ①正、②正
イ ①正、②誤
ウ ①誤、②正
エ ①誤、②誤

- (2) ① 港湾運送事業法第3条第5号から第7号までに掲げる港湾運送事業(検数事業等)の許可を受けた者は、公正に検数、鑑定又は検量を行わなければならない。
- ② いかだ運送事業には、港湾においてする、船舶又ははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場における荷さばきは含まれない。

- ア ①正、②正
イ ①正、②誤
ウ ①誤、②正
エ ①誤、②誤

- (3) ① 一般港湾運送事業とは、荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる行為を一貫して行う行為を行う事業をいう。
- ② 港湾運送事業の許可を受けようとする者は、港湾運送事業の種類や事業計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、当該申請書のほか、登記事項証明書を必ず提出しなければならない。

- ア ①正、②正
イ ①正、②誤
ウ ①誤、②正
エ ①誤、②誤

- (4) ① 港湾運送関連事業を営もうとする者は、あらかじめ、港湾運送関連事業の種類及び港湾ごとに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者が当該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。
- ② 一般港湾運送事業者は、港湾運送約款を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。

- ア ①正、②正
イ ①正、②誤
ウ ①誤、②正
エ ①誤、②誤

- (5) ① 一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、港湾運送事業法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる行為の種類ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種別のものに係る貨物量に80パーセントを乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種別の行為を自ら行なわなければならない。
- ② 港湾運送関連事業者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾ごとに、料金を定め、その実施後遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

- ア ①正、②正
イ ①正、②誤
ウ ①誤、②正
エ ①誤、②誤

2. 次の(1)～(5)は、港湾運送事業法に関する文章である。□に入る適切な法令上の語句を下欄の語群の中から一つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾運送事業の許可を取り消され、その取消の日から□アを経過しない者は、港湾運送事業の許可を受けることはできない。
- (2) 港湾運送事業法の目的は、港湾運送に関する□イを確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。
- (3) 国土交通大臣に届け出た運賃及び料金(特定の荷主又は船舶運航事業者に限って定められたものを除く。)は、□ウにおいて利用者の見やすいように掲示しなければならない。
- (4) 港湾運送事業法の「港湾」の水域は、政令で定めるものを除くほか、□エに基づ

く港の区域をいう。

(5) 港湾運送事業者は、その **才** を他人に港湾運送事業のため利用させてはならない。

【語 群】

- | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|------|-------|------------|-----|-----|-----|
| ①秩序 | ②利便 | ③安全 | ④規律 | ⑤三月 | ⑥十月 | ⑦一年 | ⑧三年 | ⑨五年 |
| ⑩港則法 | ⑪港湾法 | ⑫営業所 | ⑬事業所 | ⑭その本店 | ⑮港湾管理者の事務所 | | | |
| ⑯名義 | ⑰事業計画 | ⑱業務計画 | ⑲船舶 | ⑳許可書 | | | | |

10. 内航海運業法

法令の規定を参照した次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(10点)

- (1) この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもがにあるものをいう。
- 一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟
 - 二 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項の漁船
- (2) ① 内航海運業法第三条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 の名称及び位置
 - 三 使用する船舶の名称、、総トン数その他国土交通省令で定める事項
 - 四 船舶のをする事業を営もうとするときは、そのを受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- ② 前項の申請書には、資金計画、船員配乗計画その他の国土交通省令で定める事項を記載したを添付しなければならない。
- (3) 内航海運業者は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又はその他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。
- (4) 内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数トン以上又は長さメートル以上のものを内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。
- (5) 登録又は変更登録には、を付し、及びこれを変更することができる。
- (6) この法律の規定は、もつぱら湖、沼又はにおいて営む内航海運業に相当する事業に準用する。

11. 港則法

1. 次の文章群（1）～（4）における①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。（4点）

（1）

- ① 京浜港港内において6人乗りの手漕ぎボートのレースを行うには、予め港長の許可を受けなければならない。なお、ボートの全長は8メートルである。
- ② 港内において石炭を船舶に積むときには、石炭が水面に脱落するのを防ぐために必要な措置をしなければならない。

（2）

- ① 関門港港内において、しゅんせつ作業を行うには、港長の許可を受けなければならない。なお、当該しゅんせつ作業は日没から日出の間には行われぬ。
- ② 港則法を適用する港及びその区域を定めている政令は、港則法施行規則である。

（3）

- ① 総トン数20トンの汽船は、「汽艇等」にあたることから、特定港内において船舶の修繕をし、又は係船しようとするときは、その旨を港長に届け出る必要はない。
- ② 港長は、特に必要があると認めるときは、特定港内に停泊する船舶に対して移動を命ずることができる。

（4）

- ① 京浜港は指定港であるから、入港したときには通常届け出る事項に加えて、船舶所有者の氏名も届け出なければならない。
- ② 広島港を出港後、関門港を通過して舞鶴港に入港する時、関門港についての入出港届は広島港を出港する際の届出と同時に届け出なければならない。

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

2. 次の文章は港則法の条文である。□内に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、選択肢は複数回使用してもよい。(5点)

- (1) 船舶は、港内においては、□ア汽笛又はサイレンを吹き鳴らしてはならない。
- (2) □イにある船舶であつて汽笛又はサイレンを備えるものは、当該船舶に火災が発生したときは、航行している場合を除き、火災を示す警報として汽笛又はサイレンをもつて長音(海上衝突予防法第32条第3項の長音をいう。)を5回吹き鳴らさなければならない。
- (3) 特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の□ウを受けなければならない。
- (4) 何人も、□エにおいては、□オをしないで、油送船の付近で喫煙し、又は火気を取り扱つてはならない。

【語群】

- | | | | |
|--------|--------|--------------|--------------|
| ①理由なく | ②みだりに | ③政令で定める場合のほか | |
| ④港内 | ⑤特定港内 | ⑥指定港内 | ⑦港内又は港の境界附近 |
| ⑧承諾 | ⑨認可 | ⑩許可 | ⑪事前指導 |
| ⑫十分な注意 | ⑬相当の注意 | ⑭必要な措置 | ⑮防火のための十分な措置 |

3. 次の選択肢の中から、港長の許可を受けなければならないものを1つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(1点)

- (1) 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)を積載した船舶が、特定港に入港しようとするとき
- (2) 特定港ではない港則法適用港の港内において、埋立作業を行うとき
- (3) 特定港ではない港則法適用港の港内において、危険物を積み替えるとき

12. 海上交通安全法

1. 次の文章は海上交通安全法の条文である。□内に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、選択肢は複数回使用してもよい。(4点)

第2条 この法律において「航路」とは、別表に掲げる海域における船舶の通路として□ア□海域をいい、その名称は同表に掲げるとおりとする。

2 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 船舶 水上輸送の用に供する船舟類をいう。
- 二 巨大船 □イ□船舶をいう。
- 三 漁ろう船等 次に掲げる船舶をいう。
 - イ 漁ろうに従事している船舶
 - ロ □ウ□を行っているため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない□エ□船舶で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの

【語群】

- ①政令で定める
- ②国土交通省令で定める
- ③告示で定める
- ④条例で定める
- ⑤長さ50メートルを超える
- ⑥長さ200メートル以上の
- ⑦総トン数500トン以上の
- ⑧喫水が15メートルを超える
- ⑨工事又は緊急用務
- ⑩工事又は作業
- ⑪緊急用務又は作業
- ⑫別表で掲げる作業

2. 次の選択肢の中から、海上保安庁長官に通報又は届出をし、若しくは許可を受けなければならないものを2つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(2点)

- (1) 巨大船が来島海峡航路の中水道を航行しようとするとき
- (2) 海上交通安全法で規定される航路又はその周辺の政令で定める海域以外の海域において電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物(電線路)を設置するとき
- (3) 危険物積載船が、備讃瀬戸東航路に入るために宇高東航路を航行しようとするとき
- (4) 伊良湖水道航路において、最高水面からの高さが150メートルの空域における、気球を用いた大気観測

3. 次の文章群(1)～(4)における①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(4点)

(1)

- ① 海上交通安全法における「漁ろうに従事している船舶」の意義は、海上衝突予防法に規定する意義と同一である。
- ② 航路を横断する船舶は、当該航路に対してできる限り直角に近い角度で、速やかに横断しなければならない。

(2)

- ① 海上交通安全法で規定される航路で行われる工事であっても、通常の管理行為であれば海上保安庁長官の許可を受ける必要はない。
- ② 中ノ瀬航路をこれに沿って南下する船舶は、浦賀水道航路から中ノ瀬航路に入ろうとする船舶の進路を妨げないよう、できる限り同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

(3)

- ① 海上交通安全法で規定される航路で行う工事の許可を受けようとするものは、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を2通用意し、うち1通を提出し、もう1通は3年間保管しなければならない。
- ② 海上交通安全法では、全部で11の航路が定められており、そのうちの一部区間では海難を避ける等の理由がなければ、12ノットを超える速力で航行してはならない。

(4)

- ① 京浜港を出港し、浦賀水道航路を南下して東京湾湾外に出ようとしている巨大船は、出港する日の前日までに国土交通省令で定める通報事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。
- ② 備讃瀬戸北航路をこれに沿って航行している船舶（巨大船を除く。）は、水島航路をこれに沿って航行している船舶と衝突するおそれがあるときは、当該船舶の進路を避けなければならない。

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章中の[]に入る適切な語句又は数字を語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等について[ア]の行う検査を受けなければならない。
- (2) 法定の除外事由に該当する場合を除き、何人も、[イ]以外の海域において、船舶に燃料油を使用するときは、硫黄分の濃度が質量百分率 0.5 パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まない燃料油を使用しなければならない。
- (3) 全長[ウ]メートル以上の船舶(海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事しているものを除く。)の船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶内にある船員その他の者が船舶発生廃棄物の排出に関して遵守すべき事項その他船舶発生廃棄物の不適正な排出の防止に関する事項を当該船舶内において当該船舶内にある船員その他の者に見やすいように掲示しなければならない(ただし、救命艇等を含む搭載艇、競争・訓練用の短艇等あきらかに当該掲示を義務づける必要性に乏しい船舶を除く)。
- (4) あらかじめ[エ]の承認を受けて、海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶から油を排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を提出しなければならない。
- (5) 海洋施設の設置の届出をしようとする者は、その設置の工事の開始の日の[オ]前までに、当該海洋施設を設置する者の氏名その他必要な事項を記載した届出書を提出しなければならない。

【語群】

- | | | |
|---------------------------------|--------|-----------|
| ① 国土交通大臣 | ② 環境大臣 | ③ 海上保安庁長官 |
| ④ 南極海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域 | | |
| ⑤ 北極海域、ガルフ海域、北米海域及び米国カリブ海海域 | | |
| ⑥ バルティック海海域、北海海域、北米海域及び米国カリブ海海域 | | |
| ⑦ 10 | ⑧ 12 | ⑨ 14 |
| ⑩ 2週間 | ⑪ 30日 | ⑫ 3月 |

2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律は、海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
- (2) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出た後であれば、船舶により未査定液体物質を輸送することができる。
- (3) 副本を添えてする申請、届出又は報告であって、国土交通大臣にするもの(船舶又は港湾管理者及び漁港管理者以外の者が行う廃油処理事業に関するものに限る。)は、当該申請、届出又は報告に係る船舶の所在地又は廃油処理事業に係る廃油処理施設の設置される場所の周辺海域(船舶又は自動車により廃油の収集を行う場合にあっては、その収集の対象となる廃油を排棄する船舶の存する海域)のうち処理の対象となる廃油を排棄する船舶が主として存する海域若しくは廃油処理施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。
- (4) 海洋汚染等防止証書の有効期間は、三年(平水区域を航行区域とする船舶であって国土交通省令で定めるものについては、国土交通大臣が別に定める期間)である。ただし、その有効期間が満了する時において、国土交通省令で定める事由がある船舶については、国土交通大臣は、三月を超えない範囲でその有効期間を延長することができる。
- (5) 船長は、船舶に原動機を設置したときは、当該船舶内に、国際大気汚染防止原動機証書(交付を受けている場合に限る。)及び承認原動機取扱手引書を備え置かなければならない。

14. 領海等における外国船舶の航行に関する法律

1. 領海等における外国船舶の航行に関する法律に関する次の文章中の□に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) この法律は、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の□ア□に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその□イ□を抑止し、もって領海等の安全を確保することを目的とする。
- (2) 外国船舶の□ウ□等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、船籍港、停留等又は通過航行をさせようとする理由その他の国土交通省令で定める事項を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない。ただし、停留等又は通過航行をさせようとする理由が明らかである場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
- (3) 新内水とは、我が国の内水のうち、領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する□エ□により新たに我が国の内水となった部分をいう。
- (4) 海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶と認められる船舶があり、当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、当該船舶の船長等が第四条第一項の規定に違反していることが明らかであると認められるときは、当該船長等に対し、領海等において当該船舶に停留等を伴わない航行をさせるべきことを□オ□することができる。

【語群】

- | | | |
|-----------|-----------|---------|
| ① 海岸線 | ② 無害でない通航 | ③ 航行の規制 |
| ④ 注意 | ⑤ 直線基線 | ⑥ 命令 |
| ⑦ 不審な行動 | ⑧ 船主 | ⑨ 操業の制限 |
| ⑩ 勧告 | ⑪ 危険な航行 | ⑫ 管理者 |
| ⑬ 運航者 | ⑭ 積載する貨物 | ⑮ 中間線 |
| ⑯ 種類及び大きさ | ⑰ 船長 | ⑱ 不要な寄港 |
| ⑲ 低潮線 | ⑳ 指示 | |

2. 領海等における外国船舶の航行に関する法律に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) はいかい等とは、気象、海象、船舶交通の状況、進路前方の障害物の有無その他周囲の事情に照らして、船舶の航行において通常必要なものとは認められない進路又は速力による進行をいう。
- (2) この法律は、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の種類及び大きさに関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその無害でない通航を抑止し、もって領海等の安全を確保することを目的とする。
- (3) 領海等における外国船舶の航行は、通過(内水においては、新内水に係るものに限る。)又は水域施設等との往來を目的として継続的かつ迅速に行われるものでなければならない。
- (4) 外国船舶の船長等は、内水(新内水を除く。)において、いかなる場合も、当該外国船舶に水域施設等に到着し、又は水域施設等から出発するための航行以外の航行をさせてはならない。
- (5) 船長等とは、船長又は船舶所有者をいう。

令和 2 年 海 事 代 理 士 試 験
筆 記 試 験 問 題

4 時 限 目 (1 5 : 3 0 ~ 1 7 : 4 0)

15. 船舶法
16. 船舶安全法
17. 船舶のトン数の測度に関する法律
18. 造船法
19. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等
に関する法律
20. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

15. 船舶法

1. 次の文章は船舶法及び船舶法施行細則の条文である。□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(12点)

- (1) 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス
- 一 日本ノ官庁又ハ公署ノ所有ニ属スル船舶
 - 二 日本国民ノ所有ニ属スル船舶
 - 三 日本ノ法令ニ依リ設立シタル□ア□ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ□イ□ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
 - 四 前号ニ掲ゲタル法人以外ノ法人ニシテ日本ノ法令ニ依リ設立シ其代表者ノ□ウ□ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
- (2) 日本船舶ノ所有者ハ□エ□ヲ為シタル後船籍港ヲ管轄スル管海官庁ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ為スコトヲ要ス
- (3) 日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ従ヒ日本ノ国旗ヲ掲ケ且其名称、船籍港、番号、□オ□、喫水ノ尺度其他ノ事項ヲ□カ□スルコトヲ要ス
- (4) 船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事実ヲ知リタル日ヨリ□キ□内ニ其□ク□ヲ申請スルコトヲ要ス船舶国籍証書カ毀損シタルトキ亦同シ
- (5) 日本ニ於テ船舶ヲ取得シタル者カ其取得地ヲ管轄スル管海官庁ノ管轄区域内ニ船籍港ヲ定メサルトキハ其管海官庁ノ所在地ニ於テ□ケ□ヲ請受クルコトヲ得
- (6) 主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ□コ□ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス
- (7) 船籍港ハ当該船舶所有者ノ□サ□ニ之ヲ定ムヘシ但□サ□カ日本ニナキ場合又ハ前項ノ規定ニ該当セサル場合其他已ムコトヲ得サル事由アル場合ハ此限ニ在ラス
- (8) 管海官庁ニ於テ総トン数ノ測度又ハ改測ノ申請ヲ受ケタルトキハ船舶測度官ヲシテ船舶ニ□シ□シ船舶ノトン数ノ測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）ノ規定ニ依リ船舶ノ総トン数ノ測度又ハ改測ヲ行ハセ且第二号書式ノ船舶件名書及次ノ事項ヲ記載シタル総トン数計算書ヲ作成セシムヘシ

2. 次の文章のうち、正しいものには○を誤っているものには×を解答欄に記入せよ。

(8点)

- (1) 船舶国籍証書の検認の法定期間は、船舶国籍証書の交付を受けた日または前回の検認を受けた日から総トン数100トン以上の鋼船は4年、総トン数100トン未満の鋼船は2年、木船は1年を経過した後である。
- (2) 日本国内において交付する仮船舶国籍証書の有効期間は最大1年である。
- (3) 捕獲を避けようとする場合を除き、日本船舶が国籍を詐る目的をもって日本の国旗以外の旗章を掲げたときは、船舶所有者を二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。
- (4) 誰でも、手数料を納付して総トン数計算書の謄本または抄本の交付を申請することができる。
- (5) 船舶所有者の氏名もしくは名称、住所又は共有者の持分の変更があった場合は、新たな船舶所有者は申請書に変更に係る新旧事項が事実であることを証する登記事項証明書を添付して変更の登録を申請しなければならない。
- (6) 外国において測度手数料を納付する場合、当該領事館所在国の通貨の最低単位に満たない端数があるときは、当該端数を四捨五入して納付する。
- (7) 船舶法第七条の規定に従って日本の国旗を掲げないときは、船長を百万円以下の罰金に処す。
- (8) 行政区画やその名称、又は地番号の変更があったときは、船舶国籍証書に記載された行政区画やその名称、又は地番号は、当然これを変更したものとみなす。字又はその名称の変更があった場合も同様である。

16. 船舶安全法

1. 次の文章中、に入る適切な語句（船舶安全法で使用されているものに限る。）又は数字を解答欄に記入せよ。ただし、同じ語句又は数字を複数回用いてもよい。

(15点)

- (1) 船舶検査証書の有効期間は、年と定められているが、を除き平水区域を航行する船舶又は小型船舶のうち国土交通省令で定めるものについては年と定められている。
- (2) 国土交通省令で定める理由により定期検査を受検することができない船舶については、最大ヵ月まで有効期間を延長することができる。
- (3) 国土交通大臣は、所属する職員の中からを命じ、検査に関する事務を行わせる。
- (4) 船舶検査証書を所有していない船舶を臨時に航行の用に供するときは、を受けなければならない。
- (5) を受けた製造者が当該物件を製造し、かつ管海官庁、登録検定機関又はの検定を受け、これに合格した場合には、当該物件に関する船舶安全法第5条の検査（特別検査を除く。）又は第6条の検査を省略する。
- (6) 国土交通大臣の登録を受けた協会の検査を受け、の登録がなされた船舶であって、以外の船舶は、を有する間、国の特別検査以外の検査に合格したものとみなされる。
- (7) 整備認定事業場において、に従い整備されたことを確認した物件については、その後日以内に行う定期検査または中間検査において当該確認に係る事項が省略される。
- (8) 管海官庁は、定期検査に合格した船舶に対して、その航行区域（漁船についてはス）、セ、制限気圧及び満載喫水線の位置を定めて船舶検査証及びソ（小型船舶に限る。）を交付しなければならない。

2. 次の記述について、正しい場合は○を、誤っている場合は×を解答欄に記入せよ。

(5点)

- ① 長さ30メートル未満の船舶の製造者は、法第6条の製造検査を受けることができない。
- ② 近海区域を航行区域とする船舶は、国土交通大臣が必要ないと認める場合を除き、満載喫水線を標示しなければならない。
- ③ 船舶所有者は、船舶を初めて航行の用に供するときは臨時検査を受検しなければならない。
- ④ 管海官庁は、最初の定期検査に合格した船舶に対して船舶検査手帳を交付しなければならない。
- ⑤ 小型船舶とは、総トン数24トン未満の船舶を指す。

17. 船舶のトン数の測度に関する法律

次の文章は、「船舶のトン数の測度に関する法律」の条文である。[ア]～[コ]に入る適切な語句を下の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律は、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約（以下「条約」という。）を実施するとともに、海事に関する制度の適正な運営を確保するため、船舶のトン数の測度及び[ア]の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
- (2) この法律において「[イ]」とは、貨物の運送の用に供される閉囲場所内の場所をいう。
- (3) [ウ]は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の最大積載量を表すための指標として用いられる指標とする。
- (4) 長さ[エ]メートル以上の日本船舶の船舶所有者（当該船舶が共有されているときは[オ]、当該船舶が貸し渡されているときは[カ]。以下同じ。）は、国土交通大臣から[ア]の交付を受け、これを船舶内に備え置かなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。
- (5) 船舶所有者は、次に掲げる場合には、その事実を知った日から[キ]間以内に[ア]を国土交通大臣に返還しなければならない。ただし、[ア]を返還することができない場合において国土交通大臣にその旨を届け出たときは、この限りでない。
- 一 船舶が滅失し、沈没し、又は解撤されたとき。
 - 二 船舶が日本の国籍を喪失したとき。
 - 三 船舶の存否が[ク]間不明になったとき。
 - 四 船舶が国際航海に従事する船舶でなくなつたとき。
 - 五 船舶が長さ[エ]メートル以上の船舶でなくなつたとき。
- (6) 長さ[エ]メートル未満の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を国際航海に従事させようとするときは、国土交通大臣から国際総トン数及び[ケ]を記載した書面（以下「[コ]」という。）の交付を受けることができる。

【語群】

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 船舶国籍証書 | 2. 仮船舶国籍証書 | 3. 国際トン数証書 |
| 4. 国際トン数確認書 | 5. 載貨重量トン数証書 | 6. 総トン数 |
| 7. 除外場所 | 8. 貨物積載場所 | 9. 純トン数 |
| 10. 暴露場所 | 11. 載貨重量トン数 | 12. パナマ運河トン数 |
| 13. スエズ運河トン数 | 14. 二十四 | 15. 十二 |
| 16. 三十 | 17. 一週 | 18. 二週 |
| 19. 三週 | 20. 一箇月 | 21. 三箇月 |

22. 六箇月

23. 船舶測度官

24. 船舶検査官

25. 所有者

26. 海事代理士

27. 船舶管理人

28. 船舶借入人

29. 代理人

30. 行政書士

18. 造船法

1. 法令の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。
(6点)

- (1) 総トン数五百トン以上又は長さ□ア□以上の鋼製の船舶の製造又は□イ□をすることができる造船台、□ウ□又は引揚船台を備える船舶の製造又は□イ□の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (2) 国土交通大臣は、次の各号に掲げる基準に適合する申請があったときは、施設の新設等又は設備の新設等の許可をしなければならない。
- 一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて日本経済として適正な□エ□をこえることとならないこと。
 - 二 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて、当該造船事業の経営がわが国における造船事業の□オ□を阻害するような競争をひき起す虞がないこと。
 - 三 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張しようとする者の□カ□基礎が確実であること。

2. 造船法に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 施設の新設の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了したときは、その日から20日以内に、その旨を届け出なければならない。
- (2) 事業の開始等の届出は、常時5人以上の従業員を使用している工場ごとに提出しなければならない。
- (3) 軸馬力三十馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業を開始した者は、造船法第六条第一項の規定に基づく事業開始の届出をしなければならない。
- (4) 事業廃止届出書は、事業廃止の日の2ヶ月以内に提出しなければならないが、設備使用廃止報告書は、使用廃止する前にあらかじめ提出しなければならない。

19. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に定める、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置について、次の文章中の に入る適切な語句（同法において使用されているものに限る。）を解答欄に記入せよ。（10点）

- (1) 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を統括管理させるため、当該国際航海日本船舶の ア 以外の者であって、船舶の保安の確保に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、 イ を選任しなければならない。
- (2) 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、 ウ を当該国際航海日本船舶内に備え付けなければならない。国際航海日本船舶の所有者は、 ウ をその最後の記載をした日から エ 年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。
- (3) 国際航海日本船舶の所有者は、 オ に定められた事項を適確に実施しなければならない。 オ は、国土交通大臣の カ を受けなければ、その効力を生じない。
- (4) 国際航海日本船舶は、有効な キ 又は ク の交付を受けているものでなければ、国際航海に従事させてはならない。 キ の有効期間は ケ であり、 ク の有効期間は コ である。

20. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

次の船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に関する文章中、**ア**～**コ**に入る適切な語句を語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。ただし、同じ語句を複数回用いてもよい。(10点)

- (1) この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための**ア**国際条約の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者に**イ**の作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。
- (2) **ウ**は、**イ**が法律で定める規定に適合することについて確認したときは、当該船舶の船舶所有者に対し、**イ**確認証書を交付しなければならない。この**イ**確認証書の有効期限は**エ**であるが、その有効期間が満了するまでの間において国土交通省令で定める事由により同確認を受けることができなかつた船舶については、**ウ**は当該事由に応じて**オ**を超えない範囲で国土交通省令で定める日までの間、その有効期間を延長することができる。
- (3) 特別特定日本船舶の船舶所有者又は船長は、条約の締約国である外国の政府から**イ**確認条約証書の交付を受けようとする場合には、日本の**カ**を通じて申請しなければならない。
- (4) 特定船舶の再資源化解体を行おうとする者は、特定船舶の再資源化解体の用に供する施設ごとに、**キ**の許可を受けなければならない。この許可は、**ク**ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (5) この法律における主務大臣は、国土交通大臣、**ケ**及び**コ**である。

【語群】

- | | | |
|------------|--------------|---------------|
| 1. 北京 | 2. 上海 | 3. 香港 |
| 4. ナイロビ | 5. 有害液体物質記録簿 | 6. 船舶発生廃棄物記録簿 |
| 7. 有害物質一覧表 | 8. 管海官庁 | 9. 主務大臣 |
| 10. 法務大臣 | 11. 外務大臣 | 12. 領事官 |
| 13. 文部科学大臣 | 14. 厚生労働大臣 | 15. 経済産業大臣 |
| 16. 国土交通大臣 | 17. 環境大臣 | 18. 一年 |
| 19. 三年 | 20. 五年 | 21. 十年 |
| 22. 一月 | 23. 二月 | 24. 三月 |
| 25. 五月 | | |